

# デイサービス春うらら虐待防止の為の指針

## 1. 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

デイサービス春うららでは、ご利用者である高齢者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防および早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

## 2. 虐待防止委員会その他組織に関する事項

デイサービス春うららは、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止委員会」（以下、委員会）を設置します。

### ①委員会設置の目的

ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止することを目的とします。

### ②委員会の設置場所について

委員会はデイサービス春うらら事業所にて設置します。

### ③委員会の構成員

委員会の委員長および虐待防止責任者は事業所責任者とし、事業所職員を委員として委員会を組織します。

### ④委員会の開催

委員会の開催は定例会を原則 6 か月に 1 回とし、臨時会は必要に応じて委員長がこれを招集します。

### ⑤委員会の業務

ご利用者、ご家族、従業者、行政機関等からの訴えや通報に基づく案件の調査を行います。委員長は委員会の開催、職員への周知、委員会開催内容の報告を行います。

### ⑥相談窓口について

事業所に虐待防止に関する責任者を設置するほか、相談窓口を設置します。

## 3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護および虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護および虐待防止を徹する内容とし、以下のとおり実施します。

### ①定期的な研修の実施（年 1 回以上）

- ②新任職員への研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施
- ④実施した研修についての実施内容（研修資料）および出席者の記録と保管

#### **4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針**

- ①虐待等が発生した場合は、速やかに管轄の指定権者である行政機関に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。
- ②客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- ③緊急性の高い事案の場合は、行政機関および警察等の協力も仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

#### **5. 虐待等が発生した場合の相談報告体制**

- ①ご利用者、ご家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、2⑥で定めた担当者とします。
- ②虐待等が疑われる場合は、虐待防止責任者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- ③虐待は、外部から把握しにくいことも多い事が特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会および責任者は職員に対し早期発見に努めるよう促したり、聞き取りなどを行います。
- ④虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかにリスク情報として事業所内に開示し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて委員会の開催や関係機関に通報します。

#### **6. 成年後見制度の利用支援**

ご利用者およびそのご家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

#### **7. 虐待等に係る苦情解決方法**

- ①虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は受け付けた内容を責任者に報告します。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③対応の結果は相談者にも報告します。

附則

2024年6月1日より施行する。